2019年度　障害者選考試験　第２次選考ルール（概要）について

- 受験者は、**第１次選考時に面接を希望する機関を３つまで選択**し、面接日を人事院が調整。
- 第１次選考通過発表時に、人事院から受験者に、**面接を希望した機関の面接日を通知**。
- 採用予定機関からの内定の提示及び受験者による内定の受諾については、**面接後の決められた日時に統一**。

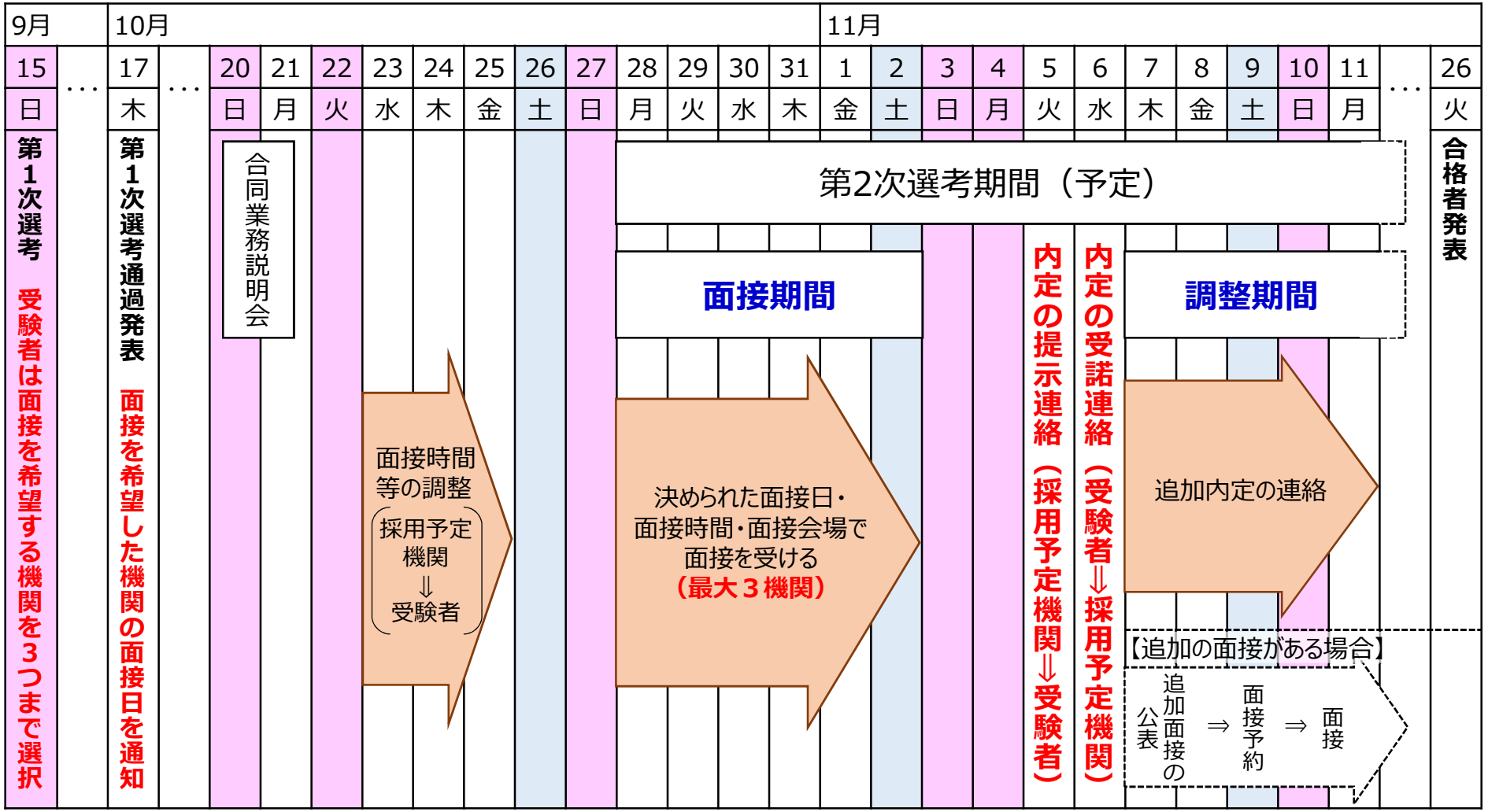

- 面接時間等の調整や内定の受諾連絡等の詳細な手続は、第1次選考の際に案内します。
- 面接希望者数の状況により、面接期間が延長され、内定の提示連絡等の日程が変更となる場合があります。
- 採用予定機関が調整期間に追加の面接を実施する場合、人事院HPにおいて追加の面接を実施する採用予定機関を公表します。